

一人で悩まず、お気軽に 相談してください！

深刻な高齢者の消費者被害 見守りで防止しましょう

叔母が、「通帳に3千円しか残っておらず**生活費が無くなった**」と私の母に相談してきた。母と一緒に叔母の家に行くと、**化粧品が山のよう**にあった。書類等を調べると、**長期間**に渡って契約していたようで、**約5百万円**も支払っていた。叔母によると、担当から「こちらが質問すること全てに『ハイ』とだけ言うように」と言われ、契約を**強要**されていたという。(当事者:80歳代 女性)

ひとこと助言

●高齢者が長期間に渡って、大量の商品を購入させられていたという相談が寄せられています。周囲の人が気付いたときには高額を支払い後だったというケースも見られます。

- このような被害を防ぐには、家族や周囲の人が、日ごろから高齢者の様子に気をつけることが大切です。離れて暮らしている場合は、なるべく頻繁に連絡を取っておき、帰省の際などには不審な書面や、大量の商品、困っている様子等がないか確認するようにしましょう。
- 少しでも気になることがあれば、本人から詳しく話を聞き、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等に相談しましょう(消費者ホットライン188)。家族や周囲の方も相談できます。



©Kurosaki Gen

見守り新鮮情報第354号(2019年12月3日)発行:独立行政法人国民生活センターより
本文イラスト 黒崎玄

五所川原市 相談窓口ネットワーク
五所川原市消費生活センター

〒037-0053 五所川原市字布屋町 41-1 五所川原市役所庁舎内

障がい者のネット通販 周りの人も見守って

知的障がいのあるグループホームの入居者が、ネット
で初回980円の脱毛クリームを**購入**した。昨日2回目が届
き、**定期購入**だと分かり、職員の私に相談があった。入
居者本人から事業者に連絡したところ、5回分を受け取
って代金を支払わないと

解約できないと言わ
れたそうだ。すぐに解
約できないか。
(当事者：20歳代 女性)



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

●インターネット通販のトラブルが障がい者にも起
きています。目立つ大きな文字で書かれている部分
だけでなく、表示を隅々まで確認することなど、家族や周りの人はインターネ
ット通販を利用する際の注意点を本人としっかり話し合っておきましょう。

- 家族や周りの人が問題に気付くことが、障がい者の消費者トラブルを防いだり、
早期解決したりするために大切です。日頃から本人とコミュニケーションを取
り、いつもと違った様子はないか、不審な商品や請求書はないかなど、気を配
りましょう。
- 繰り返し同様のトラブルに遭うこともあるため、継続して見守ることが必要で
す。
- 困ったことがあれば、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談
ください(消費者ホットライン188)。本人だけで相談するのが難しい場合は、
家族や周りの人が付き添いましょう。

見守り新鮮情報第407号(2021年11月2日)発行:独立行政法人国民生活センターより 本文イラスト・黒崎 玄

新型コロナを口実に ATMへ誘導する還付金詐欺!

事例1 「3万円の**還付金**がある」と**市役所**を名乗る電
話があり、口座のある銀行名を聞かれ答えた。その後、その
銀行を名乗り「新型コロナの影響で65歳以上は銀行に入れ
ないのでショッピングセンターの**ATM**に行くように」と電
話があった。不審だ。(60歳代 女性)

事例2 **役場**を名乗る電話があり「介護保険料の**返金**が
ある。新型コロナの影響で返金期
限が早まり手続きは本日までだ。
携帯電話と通帳を持って銀行の
ATMへ行き、**指定の電話番号**
に電話し**指示どおり**に操作する
ように」と言われたが詐欺ではな
いか。(60歳代 女性)



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

●役所などの公的機関や金融機関の職員が還付金手
続きのためにATMの操作をするよう連絡すること
は絶対にありません。

- 「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話があったら還付金詐欺
です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- 新型コロナを口実にしてATMへ誘導する手口もみられます。心当たりがあつて
も、指示された番号に電話はかけず、役所の担当部署に確認してください。
- 不審な電話があったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の**消費生活セ
ンター**等にご相談ください(警察相談専用電話「#9110」消費者ホットライ
ン「188」)。

見守り新鮮情報第408号(2021年11月9日)発行:独立行政法人国民生活センターより 本文イラスト・黒崎 玄

安売りにつられて通ったら… 高額な健康食品を売りつけられた

近所の**空き店舗**に新しく**入った店**では、食品等が安
く売られており、健康について説明もしてくれるので、
毎日のように通っていた。数日前、血管の話聞いた
後、薬を飲むよりも血管がきれいになるという**健康
食品**を「**今日が締め切り**」などと勧められ、**断りきれ
ずに購入**した。代
金約**13万円**は**高額
すぎる**。クーリン
グ・オフしたい。

(80歳代 女性)



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

●無料や安価で販売される食品や日用品を目当てに、
空き店舗等を利用した会場に通っていたところ、高
額な健康食品等を勧められたという相談が寄せられています。

- 通いつけて顔見知りになり、言葉巧みに勧誘を受けると、断り切れなくなる場
合もあります。安易にそのような場に行かないことが大切です。
- 会場に足を運んでしまった場合は、勧誘されても必要がなければその場でき
っぱり断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消
費者ホットライン188)。

見守り新鮮情報第301号(2018年2月6日)発行:独立行政法人国民生活センターより 本文イラスト・黒崎 玄

不用品買い取りのはずが 貴金属を買い取られた!

「**どんなものでもいいから女性用衣類**を売ってほしい」
と女性から電話があり、来訪を承諾した。後日来訪があ
り、着物類を見せたが「**アクセサリ**や**金貨**はないか」
と男性に**せかさ**れ、慌てて叔母の形見や亡夫からもら
った指輪などの**貴金属**を
出した。すると合計
1200 円の明細書とお金
を渡され、物品を**持ち帰
られた**。貴金属を出して
しまったことを後悔して
いる。取り戻したい。

(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

●買い取り事業者が、事前に買い取りを承諾してい
ない物品を突然売るように要求したり、消費者の自
宅を突然訪問して勧誘したりすることは禁止されています。売るつもりのない
貴金属等の売却を迫られても、物品を見せず、きっぱり断りましょう。

- 必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類、買い取り価格、買い取り業者の名
称、連絡先などを確認しましょう。
- 買い取り業者の訪問を受ける場合は、できるだけ一人で対応せず、信頼できる
人に同席してもらいましょう。
- クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、すぐにお住まいの自
治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り新鮮情報第406号(2021年10月19日)発行:独立行政法人国民生活センターより 本文イラスト・黒崎 玄

五所川原市 相談窓口紹介ネットワーク 連絡先一覧

相談の種類	相談の内容	相談窓口	電話番号・受付時間
消費生活相談	商品・サービスの提供や契約に関する苦情相談、および多重債務に関する相談	五所川原市消費生活センター	33-1626 / 26-5881 月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
		消費者ホットライン	局番なし 188 (いやや) 月～金 9:00～17:30 土・日・祝 10:00～16:00 (年末年始を除く)
	借金(多重債務)などに関する相談	消費者信用生活協同組合	0120-102-143 月～金、第2・4土曜日 9:00～17:00(祝日を除く)
家庭相談	家庭相談全般に関すること	五所川原市 子育て支援課	35-2111 内線 2482 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
健康づくり相談	心身の健康に関する一般的な相談	五所川原市 健康推進課	35-2111 内線 2385 (要予約) 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
介護相談	高齢者の介護・健康・財産管理・虐待に関する総合的な相談	五所川原市 地域包括支援センター	35-2111 内線 2462 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
生活一般相談	日常生活のあらゆる心配ごと	五所川原市社会福祉協議会	39-1212 24時間
交通事故相談	交通事故被害者等の損害賠償の算定、請求、示談の方法、更生問題等の相談	交通事故相談所	017-734-9235 月～金 9:00～16:00